

青森県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則

(平成二十年三月二十七日青森県後期高齢者医療広域連合規則第二号)

(趣旨)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の広域連合長の選挙については、青森県後期高齢者医療広域連合規約(以下「規約」という。)第十二条第一項から第三項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第二条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもつて、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める広域連合長の選挙に関する事務を担当する。

(選挙立会人)

第三条 選挙長は、広域連合の職員の中から、本人の承諾を得て、二人以上の選挙立会人を選任し、次条の規定により告示された期日前投票の開始日前三日までに本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(選挙の告示)

第四条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日及び期日前投票の開始日を、少なくとも選挙の期日の十四日前に告示しなければならない。

(候補者の届出)

第五条 候補者となろうとする者は、前条に規定する選挙の期日の告示があった日に、郵便によることなく、青森県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書(第一号様式)(以下「届出書」という。)によってその旨を選挙長に届け出なければ

ならない。

2 前項の規定による候補者の届出の受付時間は、午前九時から午後四時までとする。

(関係市町村への通知)

第六条 第四条並びに前条第一項及び第二項に規定する候補者の届出の受付終了後、選挙長は、直ちに候補者の氏名及び住所等を、関係市町村の長に通知しなければならない。

(投票)

第七条 投票は、一人一票に限る。

2 関係市町村の長は、投票用紙(第二号様式)に広域連合長の候補者一人の氏名を自書して、投票しなければならない。
(選挙管理委員会が定める場所における投票)

第八条 選挙長は、規約第十二条第二項の規定による選挙の投票に、二人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前十時から午後二時までに行わなければならない。

(期日前投票等)

第九条 関係市町村の長で、選挙の当日に、公務等に従事すると見込まれるものの投票については、規約第十二条第二項の規定にかかわらず、第四条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間(青森県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号)第一条第一項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。)に、広域連合の事務所において、行わせることができる。

2 前条の規定は、前項の投票にこれを準用する。

3 関係市町村の長で、第四条の規定により告示された期日前投票の開始日から選挙の当日までの間、引き続き公務等に従事すると見込まれるものの投票については第一項及び規約第十二条第二項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

4 前項の規定により郵便等による投票をしようとする関係市町村の長は、選挙の期日前七日までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

5 前項の規定による請求を受けたときは、選挙長は、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした関係市町村の長に交付しなければならぬ。

6 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた関係市町村の長は、選挙長に対し、選挙の当日の午後二時まで、に広域連合の事務所に投票が到達するように、郵便等をもって送付しなければならない。

(選挙会)

第十条 選挙長は、投票終了後直ちに選挙会を開き、二人以上の選挙立会人立会いの上、投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

(無効投票)

第十一条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの

三 一投票中に二人以上の候補者の氏名を記載したもの

四 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

五 候補者の氏名を自書しないもの

六 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(当選人)

第十二条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の四分の一以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名等を告示しなければならない。

ばならない。

(無投票当選)

第十三条 第五条の規定による届出のあった候補者が一人であるとき又は一人となったときは、投票は、行わない。

2 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を関係市町村の長に通知し、併せてこれを告示しなければならない。

3 第一項の場合においては、選挙長は、速やかに選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(選挙結果の報告)

第十四条 当選人が定まったときは、選挙長は、選挙の結果を直ちに関係市町村の長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

青森県後期高齢者医療広域連合長選挙候補者届出書

平成 年 月 日告示第 号
青森県後期高齢者医療広域連合長選挙

(ふりがな)	
候補者氏名	
住 所	
公 職 名	

上記のとおり候補者として届出をします。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

青森県後期高齢者医療広域連合選挙長 殿

第2号様式(第7条関係)

候補者 氏名	
<p>平成 年 月 日執行 青森県後期高齢者医療広域連合長選挙投票</p> <p>注 意</p> <p>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p>	
<p>青森県後期 高齢者医療 広域連合 選挙長之印</p>	